

宮崎県農業科学公園におけるフリーマーケット開催規約

平成22年 8月30日制定

平成23年 8月30日一部改正

(趣旨)

第1条 この規約は、宮崎県農業科学公園（以下「公園」という。）においてフリーマーケットを開催する上での基本事項を定めるものとする。

(出店者の募集)

第2条 フリーマーケットに出店する者（以下「出店者」という。）の募集は、フリーマーケットの開催1週間前までに農業総合研修センター所長（以下「センター所長」という。）が公募により行う。

(出店資格)

第3条 次の各号に該当する者は出店することが出来ない。

- (1) 身分を証明する物の無い者
- (2) 18歳未満でかつ保護者の同意の無い者
- (3) 物品販売を職業としている者

(申込手続き)

第4条 出店者は、農業総合研修センター（以下「研修センター」という。）に連絡するか、若しくは来訪し、「フリーマーケット受付表」（以下「受付表」という。）（別紙1）に必要事項を記載して出店予約を行うものとする。

2 出店者は、出店予約の後送付された「フリーマーケット出店申込書」（以下「申込書」という。）（別紙2）を提出するものとする。

(出店者の決定)

第5条 センター所長は、申込書の内容を審査し、適当と認めたときは申請者に対し、「フリーマーケット出店許可証」（以下「許可証」という。）（別紙3）を交付する。

(禁止行為)

第6条 出店者は、次に挙げる行為をしてはならない。

- (1) 保健所の許可を受けていない加工品の販売
- (2) 販売免許や許可を要する物（酒、医薬品、たばこ等）の販売
- (3) 著作権侵害物（偽ブランド品、映画や音楽、ゲーム等のコピーソフト等）や盗品、麻薬、銃、刃物等の違法品の販売
- (4) 公序良俗に反するような雑誌、ビデオ等の販売
- (5) 不良品の販売

- (6) 宗教、政治等の活動
- (7) 周りの出店者や来園者への迷惑行為
- (8) ブースを又貸ししたり、空きスペースを使用したりすること
- (9) その他、公園にふさわしくない物の販売や行為

(出店)

第7条 出店スペースは屋外の場合3.0m×3.0m、屋内の場合2.5m×2.5mとし、出店に必要な資材等は全て出店者が用意するものとする。

(損失補償)

第8条 フリーマーケット中の事故や物品の損失については、研修センターは理由の如何に関わらず補償しないものとする。

(注意事項)

第9条 出店者は次に挙げる注意事項を遵守しなくてはならない。

- (1) フリーマーケット当日は、研修センター担当者（以下「担当者」という。）の指示に従うこと。
- (2) 通行の邪魔になる場所に商品や荷物類を置かないこと。
- (3) 商品等の運搬に使用する車両等については、その車両No.を担当者に伝え、フリーマーケットの開始時間前、若しくは担当者が指定する時間までに、担当者が指定する駐車場に移動させること。
- (4) テント・パラソル等を使用する場合は十分に固定し、転倒事故が起こらないようにすること。
- (5) フリーマーケット終了後は直ちに片付けを行い、ゴミについては持ち帰ること。

(出店許可の取消)

第10条 次の各号に該当すると担当者が判断したときは、フリーマーケット開催時間中であっても、出店許可を取り消すものとする。

なお、その場合は直ちに片付けを行い、生じた損害等については、出店者が負担することとする。

- (1) 第6条（禁止行為）の各号に挙げる行為をした場合。
- (2) 第9条（注意事項）を遵守しない場合。
- (3) その他、公園の管理運営において支障があると認められた場合。

(天候等の理由による中止)

第11条 天候等の理由により、センター所長がフリーマーケットを中止した場合、それにより生じた損害等については、研修センターでは補償しない。

(その他)

第12条 その他、フリーマーケットの開催に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年 8月30日から施行する。
- 1 この規約は、平成23年 8月30日から施行する。